総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定の方針

県西地域総合都市交通体系マスタープラン(平成16年3月策定)

マスタープラン評価 (平成 22 年 3 月)

概ね10年後 都市

都市交通における課題

● 社会経済情勢の変化による課題

- ① 人口減少への対応
- ② 高齢化社会への対応
- ③ 中心市街地の活性化
- ④ 環境負荷の軽減

● 行政運営上の課題

- ① 財源制約を考慮した公共投資の効率化
- ② アカウンタビリティ (説明責任) の向上
- ③ 業績目標と行政マネジメント

● 政策上の課題

- ① コンパクトシティの推進
- ② T D M 政策など既存ストックの有効活用 (交通需要マネジメント)

分析•検討

- ① 交通実態調査による定量的分析(平成20年パーソントリップ調査)
- ② 都市構想・土地利用と一体的になった交通計画の検討
- ③ 施設計画に加えTDM計画も一体となった交通計画の検討

総合性の担保

- ① 各種交诵手段
- ② 交通計画と土地利用計画
- ③ ハード政策とソフト政策
- ④ 広域交通計画と地域交通計画
- ⑤ 長期計画と短期計画

総合都市交通体系マスタープランの見直し (目標年次: 概ね20年後)

【都市·地域総合交通戦略策定】(5~10 年後)

目的

総合交通体系調査の成果である都市交通マスタープランを踏まえ、短・中期的な政策目標を明示し、これを実現するためのハード、ソフト施策とその施策展開方針を定めるものであり、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策を具体的に実現するために策定するものである。

しくみ



戦略の立案

① 協議会等において関係者が一丸となった戦略を策定

協議会

国 都道府県 市町村 道路管理者 警察 交通事業者

② 都市・地域が目指す姿を実現するため、総合的な交通のあり方、 必要となる施策、実施プログラムなどについて検討



戦略の認定

玉

か

ら

の

支援

戦略の策定

- ハード施等
- →歩行者・自転車環境改善・交通結節点改善・駐車場整備
- ソフト施策
- →交通需要マネジメント、公共交通の連続性における利便性の向上



戦略に基づく 取り組みを

総合的に支援

戦略の実施

- 関係者が戦略の実行を担保し実践
-) 戦略に基つく施策を目標期間内に実現



都市・地域が目指す総合的な交通の姿を実現

検討体系図

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会

(目的)

・ 神奈川県西部地域を一体の都市圏と捉え、将来のまちづくりを見据えた総合的な交通体系を確立し、効果的で効率的な総合都市交通体系を策定する。

(協議事項)

- ・ 総合交通体系整備の基本方針の検討に関する事項
- ・ 都市交通マスタープランの策定に関する事項
- ・ 神奈川県西部都市圏都市・地域総合交通戦略策定に関する事項
- ・ その他神奈川県西部都市圏の都市交通に関して必要な事項

(構成員)

(1177757)			
学識経験者			
東洋大学	岡村敏之		
国際地域学部国際地域学科 教授	叫竹城之		
首都大学東京大学院	小根山裕之		

国土交通省

- 関東地方整備局建政部
- 横浜国道事務所
- 関東運輸局企画観光部

神奈川県

- 県土整備局都市部
- 県土整備局道路部
- · 県西土木事務所

神奈川県警察

- 交通部
- 小田原警察署
- 松田警察署

県西部地域2市8町

小田原市・南足柄市・中井町・ 大井町・松田町・山北町・ 開成町・箱根町・真鶴町・

公共交通作業部会

交通事業者

- 鉄道事業者
- バス事業者
- タクシー協会

道路作業部会

都市環境学部都市環境科学研究科 教授

・ マスタープラン策定に伴う幹線道路網の確認、将来交通量推計、必要路線の検討

(構成員)

部会長

学識経験者

首都大学東京大学院

都市環境学部都市環境科学研究科 教授

小根山裕之

Γ

- 神奈川県
- 県土整備局道路部
- 県西土木事務所

県西部地域2市8町

小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町

(作業内容)

・ 公共交通の利便性の向上や円滑化の維持・向上等に資する施策等の検討

湯河原町

(構成員)

部会長 学識経験者 東洋大学 国際地域学部国際地域学科 教授

岡村敏之

神奈川県

- 県土整備局都市部
- 県西土木事務所

県西部地域2市8町

小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町

交通事業者

- 鉄道事業者
- バス事業者
- タクシー協会

事務局(神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会)

(役割)

- ・ 協議会及び作業部会の運営
- ・ 都市交通マスタープラン見直し及び都市・地域総合交通戦略策定素案に関するパブコメの実施
- ・ 都市交通マスタープラン見直し及び都市・地域総合交通戦略における策定後の進捗管理

(構成員)

・ 神奈川県西部都市圏(2市8町)の交通計画担当課

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会要綱関係集

- 神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会要綱
- 神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定作業部会設置要綱
- ・神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会及び作業部会報酬規約
- ・神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会傍聴要領

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定 協議会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県西部地域を一体の都市圏(小田原市、南足柄市、中井町、 大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町)と捉え、将 来のまちづくりを見据えた総合的な交通体系を確立し、効果的で効率的な総合 都市交通体系を策定するため、神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び 都市・地域総合交通戦略策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。
- (1) 総合交通体系整備の基本方針の検討に関する事項
- (2) 都市交通マスタープランの策定に関する事項
- (3) 神奈川県西部都市圏都市・地域総合交通戦略策定に関する事項
- (4) その他神奈川県西部都市圏の都市交通に関して必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会委員は、別表に定める構成員をもって組織する。
- 2 協議会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、学識経験を有する者のうちから、委員の互選により定める。
- 4 副委員長は、学識経験を有する者のうちから、委員長が指名する。

(委員長の職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、平成27年3月末日までとする。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- **第6条** 委員長は、必要に応じて、協議会の委員を招集し、会議の議長を務める。
- 2 委員は、やむを得ない理由により協議会を欠席する場合、代理の者を出席さ

せることができることとし、あらかじめ委員長に代理の者の氏名等を報告する ことにより、その者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、委員長が必要であると認めたときは、委員以外の関係者の出席を 求め、資料の提出、意見又は説明、その他の協力を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(作業部会)

- **第7条** 会議に付すべき案件について事前に専門的な調査・研究・検証・検討等を行うため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

- **第8条** 協議会の事務局は、神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、 協議会において定める。

附則

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

1

別表(第3条関係)

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定 協議会委員名簿(案)

平成 25 年度

委員長及び 副委員長	学識経験者	東洋大学 国際地域学部国際地域学科 教授	岡村敏之
		首都大学東京大学院 都市環境学部都市環境科学研究科 教授	小根山裕之
	国土交通省	関東地方整備局 建政部都市整備課長	能勢和彦
		関東地方整備局 横浜国道事務所長	森 勝 彦
		関東運輸局 企画観光部 交通企画課長	榎本考暁
		県土整備局都市部 交通企画課長	寶珠山正和
		県土整備局道路部 道路企画課長	相原久彦
	神奈川県	県土整備局道路部 道路整備課長	青 木 崇
	1777/17/	県土整備局道路部 道路管理課長	関矢博己
		神奈川県県西土木事務所 所長	三浦雅彦
		神奈川県県西土木事務所小田原土木センター所長	小林純一
	神奈川県警察	交通部 交通規制課長	津村優介
委員		小田原警察署長	上田雅人
女员		松田警察署長	伊藤正道
	県西地域 二市八町	小田原市 都市部長	内藤日出男
		南足柄市 都市経済部長	石川昇一
		中井町参事兼まち整備課長	加藤幸一郎
		大井町都市整備課長	井上仲治
		松田町建設課長	田代浩一
		山北町都市整備課長	湯川光広
		開成町 まちづくり部長	芳 山 忠
		箱根町 環境整備部長	鳥居富郎
		真鶴町 まちづくり課長	青木富士夫
		湯河原町 まちづくり部長	森本真純

株 伊 株 富	箱根登山バス 株式会社	取締役運輸部長	野村尚廣
	伊豆箱根バス 株式会社	取締役管理部長	鬼頭研二
	富士急湘南 バス株式会社	常務取締役	茂木一郎
神奈川中央 交通株式会社		運輸計画部長	三木健明
東海旅客 鉄道株式会社 小田急電鉄 株式会社 箱根登山鉄道 株式会社	神奈川県 タクシー協会	支部長	杉山文男
	東日本旅客 鉄道株式会社	横浜支社 企画部長	山 口 拓
	東海旅客 鉄道株式会社	総合企画本部 東京企画開発部 担当課長	馬場真吾
	– –	交通サービス事業本部 交通企画部長	黒田聡
	箱根登山鉄道 株式会社	取締役 鉄道部長	鈴木昭雄
	伊豆箱根鉄道 株式会社	執行役員 鉄道部長	土屋貴紀

2

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定 作業部会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会設置要綱第7条に規定する神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定作業部会(以下「作業部会」という。)の設置等について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 総合交通体系整備の基本方針の検討に関する事項
- (2) 都市交通マスタープランの策定に関する事項
- (3) 神奈川県西部都市圏都市・地域総合交通戦略策定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、神奈川県西部都市圏の都市交通に関して必要な事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

- 第3条 作業部会員は、別表に定める構成員をもって組織する。
- 2 作業部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、学識経験を有する者のうちから、作業部会員の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代行する。

(会議)

- **第4条** 部会長は、必要に応じて、作業部会員を招集し、会議の進行は、部会 長が務める。
- 2 作業部会員は、やむを得ない理由により作業部会を欠席する場合、代理の者 を出席させることができることとし、あらかじめ部会長に代理の者の氏名等を 報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

(任期)

- 第5条 作業部会員の任期は、平成27年3月末日までとする。
- 2 作業部会員が欠けた場合の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

- 第6条 作業部会の庶務は、神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会に置く。 (その他)
- **第7条** この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、 作業部会において定める。

附則

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

別表(第3条関係)

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会 道路作業部会名簿(案)

平成 25 年度

部会長	学識経験者	首都大学東京大学院 都市環境学部都市環境科学研究科 教授	小根山裕之
		県土整備局道路部 道路企画課 GL	星名隆
		県土整備局道路部 道路整備課 GL	高阪利光
	神奈川県	県土整備局道路部 道路管理課 GL	根本直之
		県西土木事務所 道路都市課長	高 橋 徹
		県西土木事務所小田原土木センター道路都市課長	近藤修宏
	県西地域 二市八町	小田原市 都市部 都市計画課長	小澤千香良
道路部会員		小田原市 建設部 管理監(国県事業担当)	森山祥文
		南足柄市 都市経済部 参事兼都市計画課長	磯崎一美
		中井町参事兼まち整備課長	加藤幸一郎
		大井町 都市整備課長	井上仲治
		松田町 建設課長	田代浩一
		山北町都市整備課長	湯川光広
		開成町 まちづくり部 街づくり推進課長	熊澤勝己
		箱根町 環境整備部 都市整備課長	清 水 諭
		真鶴町 まちづくり課長	青木富士夫
		湯河原町 まちづくり部 都市計画課長	神谷要

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会 公共交通作業部会名簿(案)

平成 25 年度

部会長	学識経験者	東洋大学 国際地域学部国際地域学科 教授	岡村敏之
	神奈川県	県土整備局都市部 交通企画課課長代理兼 GL	坂口勝利
		県西土木事務所 道路都市課長	高橋徹
		県西土木事務所小田原土木センター道路都市課長	近藤修宏
		小田原市 都市部 都市計画課長	小澤千香良
		小田原市 建設部 管理監(国県事業担当)	森山祥文
		南足柄市 都市経済部 参事兼都市計画課長	磯崎一美
		中井町参事兼まち整備課長	加藤幸一郎
		大井町 都市整備課長	井上仲治
	県西地域 二市八町	松田町 建設課長	田代浩一
		山北町 都市整備課長	湯川光広
		開成町 まちづくり部 街づくり推進課長	熊澤勝己
公共交通		箱根町 環境整備部 都市整備課長	清 水 諭
部会員		真鶴町 まちづくり課長	青木富士夫
		湯河原町 まちづくり部 都市計画課長	神谷要
	バス事業者	箱根登山バス株式会社 運輸部 課長	重田正計
		伊豆箱根バス株式会社 小田原営業所 所長	杉山保徳
		富士急湘南バス株式会社 常務取締役	茂木一郎
		神奈川中央交通株式会社 運輸計画部 計画課長	永山輝彦
	タクシー 事業者	社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部 副支部長	曽我良成
		東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部企画室 副課長 GL	仲手川仁志
		東海旅客鉄道株式会社 総合企画本部 東京企画開発部 副長	金谷大樹
	鉄道事業者	小田急電鉄株式会社 交通企画部 課長	近藤和弘
		箱根登山鉄道株式会社 鉄道部 課長	大谷龍二
		伊豆箱根鉄道株式会社 大雄山線管理所 管区長	湯山操

4

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定 協議会及び作業部会報酬規約

(目的)

第1条 この規約は、神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会委員及び作業部会員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

- 第2条 神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会委員及び作業部会員の報酬は、次に定める額とする。
 - (1) 学識経験者 日額 13,000円

(費用弁償等の支給)

第3条 前条第1号に規定する者が、神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会及び作業部会の職務を行うため、旅行したときは、小田原市職員の旅費に関する条例に規定する市長等以外の職員の旅費に準じ、費用弁償又は旅費を支給する。

(委任)

第4条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、 委員長が別に定める。

附則

この規約は、平成25年4月12日から施行する。

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定 協議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域 総合交通戦略策定協議会(以下「協議会」という。)の傍聴に関し必要な事項 を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長は、会議室の広さ等の 事情により、傍聴人の定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第3条 協議会を傍聴しようとする者は、自己の氏名等を協議会傍聴受付個票に 記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

- **第4条** 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(禁止行為)

- 第5条 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 会議会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 会議会場において、みだりに席を離れること。
- (3) 会議会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (4) 会議会場において、会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (5) 会議会場において、飲食又は喫煙をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴する者は、会議会場において、撮影、録音その他これらに類する 行為をしてはならない。ただし、協議会の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

- **第7条** 傍聴する者が、前2条の規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、 その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。
- 2 傍聴する者は、公開の会議中において、協議会が会議の全部又は一部を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、委員 長が協議会に諮って定める。

附則

この要領は、平成25年4月12日から施行する。

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会傍聴要領(平成25年4月12日制定)第6条ただし書の許可に係る基準、手続等に関し、必要な事項を次のとおり定める。

1 許可の手続

会議の撮影、録音その他これに類する行為(以下「撮影等」という。)の許可を受けようとする者は、撮影等を行おうとする会議の開始前までに神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会(以下「協議会」という。)委員長に、撮影等の目的及び方法並びにその後の利用方法を記載した書類を提出するものとする。この場合において、当該書類の受付は、協議会の事務を所掌する小田原市都市部都市計画課で行うものとする。

2 許可の決定

協議会委員長は、前項の書類の提出があった場合は、会議の開始前に協議会に諮り、許可の適否について決定するものとする。

3 許可の判断基準

協議会は、前項の許可の適否の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項に ついて検討するものとする。

- (1) 公益上の必要性
- (2) 会員のプライバシー、肖像権等の侵害の有無
- (3) 会員の総意
- (4) 前3号に掲げるもののほか、撮影等が会議の運営に及ぼす影響

4 許可の条件

委員長は、第2項の許可の決定に当たっては、必要な条件を附することができる。

5 許可の取消し及び退場

撮影等の許可を受けた者が、前項の規定により附した許可の条件に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、協議会に諮り、 当該許可を取消したうえで、その者を退場させることができる。 神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び 都市・地域総合交通戦略策定協議会委員長 様

申請者住所		
申請者氏名		

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定 協議会会議の撮影等許可申請書

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会傍聴要領第6条ただし書きの規定により、神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会の撮影等を行いたいので許可を申請します。

申請事由の棚	既要(具体的	な撮影等の方法	や目的な	:どを記入)		
・資格 □幸	服道関係者	□一般傍聴者	□その他()	
・方法 口写	了真撮影	□ビデオ撮影	□録音	□中継放送	□録画放送	
・目的又は申	申請理由					

傍聴者の遵守事項

- 1. 神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合 交通戦略策定協議会委員長の指示に従い、静粛に傍聴してくだ さい。
- 2. 会議会場において、発言したり、会員の発言に対して、拍手、 その他の方法により、賛否を表明しないでください。
- 3. 張り紙、ゼッケン、たすき、旗などを使用した示唆的行動はしないでください。
- 4. 会議会場において、飲食又は喫煙はしないでください。
- 5. 録音、写真、ビデオなどの撮影はしないでください。ただし、 許可を得た場合は、この限りではありません。
- 6. 会議会場の入退出に際しては、会議進行の妨げにならぬよう静粛にお願いします。
- 7. 他の傍聴者の迷惑になるような行動はしないでください。
- 8. 携帯電話等の呼出音が鳴らないようにしてください。
- 9. 神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合 交通戦略策定協議会委員長の指示に従わない場合は、退室して いただくことがあります。
- 10. その他会議の進行を妨げるような行為はしないでください。

神奈川県西部都市圏総合都市交通体系調査及び都市・地域総合交通戦略策定協議会

県西部地域総合都市交通体系マスタープランの見直し及び都市・地域総合交通戦略の策定スケジュール(案)

